入　札　情　報
Ｒ８　公募型指名競争入札 （　期　間　入　札　）

公表日　令和８年１１月２日

※本案件は、積算内訳書①、②（市指定様式）の提出が必要です。積算内訳書①、②は、「積算内訳書の作成方法及び注意事項」により作成し、入札書に添付の上、提出してください。

次により、公募型指名競争入札(期間入札)を行いますので、地方自治法、地方自治法施行令、高松市契約規則(※)、高松市契約事務処理要綱(※)、高松市公募型指名競争入札試行要領(※)、高松市期間入札試行要領と期間入札(試行)に関する留意事項、入札参加者の心得、契約条項その他指示事項を遵守の上、参加希望者は必要書類をＦＡＸで送信してください。

なお、送信された書類は指名業者選定に当たっての参考資料であり、ＦＡＸの受信が直ちに指名につながるものではありません。

また、ＦＡＸによる送信が不都合な場合は、持参又は郵送(書留郵便に限る。)も可とします。

公募型指名競争入札の解説など
- 入札に参加を希望する者の受注意欲を確認した上で指名する入札方法で、発注案件ごとに希望を募り、入札参加申請書を提出した者のうちから、その案件で設定された履行実績その他の入札参加条件を満たす者を指名し、入札を行う方法です(高松市公募型指名競争入札試行要領に準じています。)。
- 上記の※が付けられた市の関係規程は、高松市ホームページ(もっと高松)のトップページの「入札・契約情報」〉契約監理課ホームページの「例規・要綱等」に掲載しています。
- 参加希望者が案件で指名を受けるためには、その前段階として、下記により、入札参加申請書その他必要書類を７月１５日(火)までに健康づくり推進課に提出する必要があります。御注意ください。
- 表中下線を付しているものは、対象文書をダウンロードすることができます。

１　入札に付する業務	高松市５歳児健康診査依頼文印刷・封入等業務委託
２　仕様書	高松市５歳児健康診査依頼文印刷・封入等業務委託仕様書 高松市５歳児健康診査依頼文印刷・封入等業務委託仕様書別表
３　業務の履行場所	高松市健康づくり推進課指定場所
４　履行期間	契約締結日から令和１３年１２月３１日まで

5 最低制限価格	設定しない
6 予定価格	非公表
7 入札保証金	免除（高松市契約規則第９条第２号）
8 契約保証金	免除（高松市契約規則第２４条第４号）
9 支払条件	一部完了払 ※運用経費（帳票作成等、後処理・版作成費用）については、各月の帳票作成実績に応じた金額を月毎に支払うものとする。 ※導入経費（プログラム開発等費用）については、各グループの初回の帳票作成等費用とともに支払うものとする。
１０ 入札参加条件	次に掲げる入札参加条件をすべて満たしていること。 （１） 入札参加申請日現在、高松市の令和８～１０年物品・委託・役務の提供等入札参加資格者名簿の業種「４１ 印刷」に登載されていること。 （２） 高松市公募型指名競争入札試行要領第４条第１項第１号及び第５号から第７号までに掲げる要件を満たすこと。 （３）過去２年の間に、国（独立行政法人及び公社を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約をすべて誠実に履行した実績があること。 （４） ＩＳＭＳ（情報セキュリティマネジメントシステム ＩＳＯ／ＩＥＣ２７００１（ＪＩＳＱ２７００１））の認証資格を取得している者であること。 （５） プライバシーマークの使用許諾を受けている者であること。 （６） 高松市指名停止等措置要綱（平成２４年高松市告示第４０３号）に基づく指名停止期間中でないこと。 （７） 指名を受けた者が入札までに入札参加条件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。
１１ 入札参加申請	入札参加を希望する者は、参加申請書（指定様式）に入札参加条件（３）～（５）を明らかにすることができる書類を添付し、Ｆ

	ＡＸで送信すること。(持参又は郵送も可。) 申請受付ＦＡＸ番号　０８７－８３９－２３６７ ※受信確認のため、ＦＡＸ送信後、送信した旨の連絡を参加申請書提出期間中の市の執務時間中（日曜日、祝日法に定める休日及び土曜日以外の日の午前８時３０分から午後５時まで)に電話連絡すること。(電話番号　０８７－８３９－２３６３） ※指定様式は次のとおり 公募型指名競争入札参加申請書 実績調書
１２　参加申請書提出期間	令和８年１１月２日（月）から１１月９日（月）１５時まで
１３　指名(非指名)通知	(１)　入札参加資格の有無については、令和８年１１月１２日（木）までにＦＡＸで送信する。 (２)　指名した者には入札通知書を、指名しなかった者にはその理由を送信する。
１４　現場説明	実施しない。 仕様書及び仕様書別表に記載の無い事項については、見本品のとおりとします。見本品は健康づくり推進課にて閲覧できますので、必ず見本を確認した上で、見積りをお願いします（見本の確認がなく入札書を提出した場合は、当該確認があったものとみなします。)。閲覧を希望する日時を、「２３問い合わせ先」に記載の連絡先へ御連絡ください。見本品は令和８年１１月２０日(金)まで掲示します。
１５　質問及び回答	(１)　本業務の内容に質問がある場合は、令和８年１１月１２日（木）から１１月１６日（月）午後１２時までに質問書（指定様式）を健康づくり推進課に持参、ＦＡＸ又は電子メールで行うこと。 質問受付ＦＡＸ番号　０８７－８３９－２３６７ Ｅメールアドレス　hokencen@city.takamatsu.lg.jp ※指定様式は次のとおり 質問及び回答書

	（２） 質問書受付後速やかに質問書提出者に回答し、質問及びこれに対する回答の全件を順次公表します。なお、質問及び回答が公表された場合は、仕様書同様、これを熟知の上入札しなければなりません。 ア 公表期間の末日　１１月２０日(金)まで イ 公表方法　本ホームページ上で公表します。
１６ 入札書の提出期間及び提出先	提出期間　令和８年１１月２４日（火）から１１月２６日（木）まで 提出先　　高松市保健センター　健康づくり推進課 （郵送（書留郵便に限る。）又は持参） （注）１　持参の場合の提出時間は、いずれの日も午前８時３０分から午後４時３０分までです。 ２　郵送の場合は、提出期間の最終日の午後４時３０分までに必着させなければなりません。
１７ 開札	日時　令和８年１１月２７日（金）　午後２時 場所　高松市保健センター　３階　機能訓練室
１８ 再度入札	実施 提出期間　令和８年１１月３０日（月）から１２月２日（水）まで 提出先　　高松市保健センター　健康づくり推進課 （郵送（書留郵便に限る。）又は持参） （注）１　持参の場合の提出時間は、いずれの日も午前８時３０分から午後４時３０分までです。郵送の場合は、提出期間の最終日の午後４時３０分までに必着させなければなりません。 開札日時　令和８年１２月３日（木）　午後２時
１９ 試行要領等	高松市公募型指名競争入札試行要領 高松市期間入札試行要領 期間入札（試行）に関する留意事項
２０ 入札参加者の心得	入札参加者の心得
２１ 委任状・入札書等	委任状　委任状記載例　入札書　積算内訳書①及び②　入札書

	記載例　積算内訳書の作成方法及び注意事項 【入札書封筒の表（おもて）に貼り付ける様式】 郵送用封筒宛名
２２　契約条項	契約書
２３　問い合わせ先	高松市健康福祉局保健所健康づくり推進課医療給付係 （高松市保健センター内） 電話　087-839-2363　ＦＡＸ 087-839-2367 Ｅメールアドレス　hokencen @city.takamatsu.lg.jp

【注意事項】

（１）　落札者が契約までに入札参加条件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合には、市は、一切の損害賠償の責めを負わない。

（２）　入札の無効等については、地方自治法施行令第１６７条の１１第１項において準用する同令第１６７条の４、高松市契約規則第１７条第１項において準用する同規則第５条及び第１２条の４、高松市期間入札試行要領と期間入札(試行)に関する留意事項並びに「入札参加者の心得」による。

（２）の２　「期間入札」とは、指定期間内に郵送又は持参により入札書を提出して行う入札をいう。高松市期間入札試行要領及び期間入札(試行)に関する留意事項等を熟読の上、参加すること。特に、同留意事項は、「別記（入札書を提出する際のチェックポイント）」をはじめ、重要事項を記載している。

（３）　本案件で提出をお願いしている積算内訳書①及び②については、次のとおりとする。

ア　地方自治法施行令第１６７条の８第３項の規定によりその書換え、引換え又は撤回することができない。

イ　積算内訳書①及び②に記載された価格の計と入札書の入札金額とが合致しない場合又はそれぞれの帳票の単価と数量からの合計額に算出誤りがあった場合は、当該入札は無効とする。

ウ　積算内訳書①及び②は、返却しない。

（４）　開札は、入札期間の末日の翌日(市の執務日)に行う。

（５）　落札決定に当たっては、入札書に記載された合計金額が、市予定価格

の範囲内で最も安価な業者に決定する。

（６）　入札参加資格者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に抵触する行為をしないこと。

（７）　正当な理由なく、職員の指示を守らなかった場合は、その指名を取り消すものとする。

（８）　契約の締結については、高松市契約規則第２０条に定めるところによるが、本案件について、落札者は発注者が指定する日までに記入押印した契約書を提出しなければならない。

（９）　市長は、緊急やむを得ない理由により、入札を行うことができないと認めるときは、本入札を停止し、中止し、又は取り消すことができる。この場合において、本入札参加者又は参加申請者が損害を受けることがあっても、市長は、その責めを負わない。

【高松市指名停止等措置要綱別表第２６号の運用基準】

平成２４年６月１日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第２６号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を下記のとおり定め、公表していますので、御留意ください。

高松市指名停止等措置要綱別表第２６号を適用し指名停止をする場合の運用基準（抄）

１　要綱別表第２６号の「不正又は不誠実な行為」とは、中央公共工事契約制度運用連絡協議会による「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ」の例によるもののほか、有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくは使用人の、その業務に関する次に掲げる行為その他の著しく信頼関係を損なう行為をいう。

（１）　予定価格、最低制限価格等の秘密情報の提供を要求する行為等入札の公正を害すべき行為

（２）　入札に参加するに際し担当職員の指示に従わない等入札の秩序を乱す行為

（３）　監督又は検査の実施に当たり市職員の職務執行を妨げる行為

（４）　市職員に対する脅迫的な言動又は暴力的な行為

（５）　執拗な抗議等を行い、市職員の執務を妨害する行為

（６）　暴力団等から不当要求行為を受けた場合の報告義務違反

（７）　市職員による経理上の不正又は不当な行為への関与

【不当要求行為排除について】

市では、受注者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受注者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等からの暴力団等の排除対策の強化を進めています。詳しくは、契約監理課ホームページを御参照ください。

http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/622.html

【周知事項】

売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができます（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。）⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com　書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会）。

【適正な労働条件の確保】

労働関係法規を遵守及び適正な労働条件の確保に関しては、次によること。

（１）　所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休２日制の導入や１日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週４０時間（特別措置の適用を受ける事業にあっては、週４４時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後１０時から翌日の午前５時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。

（２）　雇入れの日から起算して６か月間継続勤務し、全労働の８割以上出勤した労働者に対して、最低１０日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイマー労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。

（３）　労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。

（４）　賃金は毎月１回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。

（５）　労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。

（６）（１)から(５)までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

【関係規程について】

以上で引用している市の規則、要綱及びマニュアル並びに市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、いずれも契約監理課ホームページに掲載しています。